

# 宮城県公報

宮 城 県  
(総務部私学文書課)  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
(毎週火、金曜日発行)

## 目次

ページ

○障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の変更の届出	(障害福祉課)	一
○保安林の指定の予定(二件)	(森林整備課)	一
○保安林の指定に関する通知内容の掲示	(同)	二
○道路の区域変更(二件)	(道路課)	二
○道路の供用開始(二件)	(同)	三
○土地改良区の定款変更の認可	(東部地方振興事務所)	三
○障害者自立支援法に基づく自立支援医療を行う医療機関の指定	(障害福祉課)	三
○政治団体の収支報告書の要旨の訂正		四
○選挙管理委員会		四
○個人演説会等を開催することができる施設の告示の一部改正		四
○証票の無効		五
○宮城県公報平成一九年号外第一一〇号		六

## 告 示

○宮城県告示第七百四十六号  
障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第四十六条第一項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり変更した旨届出があったので、同法第五十一条第二号の規定により告示する。

平成二十三年十月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	設置者名	事業所の名称及び所在地		変更年月日
○四一五二〇〇二二九	株式会社HCM	変更前	アミカ仙台東介護センター 宮城県野区岩切字洞ノ口百八十八番地 岩切駅前KKビル二階C号室	平成二十三年四月二十三日
		変更後	アミカ仙台東介護センター 宮城県野区岩切二丁目三番一号 カージェイオ一階	
○四一五二〇〇八〇七	株式会社ジャパンケアサービス	変更前	ジャパンケアサービス 仙台中央・ヘルパーステーション 宮城県野区萩野町三丁目十二番一	平成二十三年十月二日
		変更後	株式会社ジャパンケアサービス東日本 仙台市宮城野区萩野町三丁目十二番一	
○四一五五〇〇二五五	株式会社ツクイ	変更前	総合福祉ツクイ仙台泉 仙台市泉区市名坂字野蔵二十五・十八	平成二十三年五月一日
		変更後	ツクイ南中山 仙台市泉区南中山二・一八・二	
○四一五五〇〇五八六	株式会社ジャパンケアサービス	変更前	ジャパンケアサービス 仙台・ヘルパーステーション 仙台市泉区松森字鹿島五十三番九号	平成二十三年十月一日
		変更後	株式会社ジャパンケアサービス 仙台市泉区松森字鹿島五十三番九号	

○宮城県告示第七百四十七号

森林法(昭和二十六年法律第百四十九号)第二十九条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

平成二十三年十月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 保安林予定森林の所在場所

白石市小原字高浦沢二、字仙台平四の二、四の四、四の五、字水上沢三三、三五、四一の一

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係るものは、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮城県庁(農林水産部森林整備課)並びに白石市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○宮城県告示第七百四十八号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

平成二十三年十月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 保安林予定森林の所在場所

登米市東和町米川字西上沢一七の一、二七、字北上沢二八、二九、三〇の一

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係るものは、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮城県庁(農林水産部森林整備課)及び登米市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○宮城県告示第七百四十九号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条第三項の規定により、次のように保安林に指定された旨、平成二十三年九月二十一日付け二十二森整第四十四号で関係者あて通知したところ、次の者は、所在が不明であるため、同法第百八十九条の規定により、通知の内容を山元町役場に揭示するとともに、その要旨を次のとおり告示する。

平成二十三年十月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 保安林の所在場所

巨理郡山元町真庭字上新田一三

二 所在が不明である者の住所氏名

巨理郡山元町山寺字白川七一 黒田 信壽

三 通知の内容

一の森林について、平成二十三年八月四日農林水産省告示第千四百七十三号で告示されたとおり保安林に指定された。

○宮城県告示第七百五十号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十三年十月十四日から三十日間宮城県庁(土木部道路課)及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年十月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 道路の種類 一般国道

二 路 線 名 三百九十八号

三 道路の区域

変 更 の 区 間		変更の前後		敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)	備 考
前 A	後 A	前 A	後 A	一〇・五 四六・〇	二〇三・七	上記 A 及び B は、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
後 B	前 B	後 B	前 B	一〇・五 四六・〇	二〇三・七	
石巻市北上町橋浦字南釜谷崎無番地先から 同市北上町橋浦字南釜谷崎一八〇番一 地先まで				八・〇 一三・〇	二〇五・七	

○宮城県告示第七百五十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十三年十月十四日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年十月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 石巻工業港矢本線
- 三 道路の区域

変更の区間		変更の前後	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)	備考
石巻市門脇字元明神無番地先から 東松島市大曲字土手下無番地先まで		前A	一一・七 一一・四	一一二・九 一一二・九	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
後A	一一・七 一一・四	後B	八・〇 二〇・二	二四五・二	

○宮城県告示第七百五十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成二十三年十月十四日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年十月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般国道	三百九十八号	石巻市北上町橋浦字南釜谷崎無番地先から 同市北上町橋浦字南釜谷崎一八〇番地先まで	平成二十三年 十月十七日 午前十一時

○宮城県告示第七百五十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を

開始するので告示する。

その関係図面は、平成二十三年十月十四日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年十月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	石巻工業港 矢本線	石巻市門脇字元明神無番地先から 東松島市大曲字土手下無番地先まで	平成二十三年 十月十七日 午後三時

○宮城県告示第七百五十四号

北上川沿岸土地改良区の定款変更について、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、平成二十三年十月三日認可した。

なお、この認可があつたことを知つた日の翌日から起算して六月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの認可に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成二十三年十月十四日

宮城県東部地方振興事務所

所長 戸 村 俊 幸

### 公 告

○障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第五十四条第二項の規定により、自立支援医療のうち育成医療及び更生医療を行う医療機関として次のとおり指定したので、同法第六十九条第一号の規定により公告する。

平成二十三年十月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	所 在 地	指定年月日
南方あやめ薬局	登米市南方町西山成前百三十五・一	平成二十三年十月一日

### 選挙管理委員会

○宮選管告示第百八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条第一項の規定により政治団体から提出があった平成二十一年分収支報告書について、訂正の報告書が提出されたので、平成二十二年宮選管告示第百三十号の一部を次のとおり改める。

平成二十三年十月十四日

宮城県選挙管理委員会

委員長 佐藤 健 一

ほんだ祐一朗後援会の平成二十一年分収支報告書の要旨の

1 収入・支出の総額中

「(2) 収入総額 5,013,214 円」を「(2) 収入総額 5,223,214 円」に、

2 収入・支出の内訳中

「イ 政治活動費 2,892,644 円」を「イ 政治活動費 3,102,644 円」に、

「フ 雑費活動費 2,702,686 円」を「フ 雑費活動費 2,912,686 円」に、

「ロ 雑費 5,013,214 円」を「ロ 雑費 5,223,214 円」に改める。

○宮選管告示第百九号

平成七年宮選管告示第八号（個人演説会等を開催することができる施設の告示）の一部を次のように改正する。

平成二十三年十月十四日

宮城県選挙管理委員会

委員長 佐藤 健 一

鹿妻保育所の項、門脇保育所の項、湊保育所の項、渡波保育所の項、若草保育所の項、水押保育所の項、石巻保育所の項、蛇田保育所の項、井内保育所の項、ふたば保育所の項、水明保育所の項、石巻市学習等供用施設釜会館の項及び石巻市学習等供用施設上釜会館の項を削り、石巻市田代島開発総合センターの項中、同 市大字田代浜字仁斗田一四三番地を、石巻市大字田代浜字仁斗田一四三番地に改め、はまなす保育所の項、石巻市給分老人憩の家の項、石巻市小網倉老人憩の家の項、石巻市寄磯センターの項、魚町集会所の項、気仙沼市観光物産センターの項、幸町地区会館の項、一景島会館の項、潮見町二区自治会館の項、気仙沼市水産研修センターの項、鹿折中央消防会館の項、気仙沼市総合市民福祉センターの項、大浦公会堂の項、小鯖老人憩の家の項、舞根集会所の項、只越老人憩の家の項、大沢老人憩の家の項、本吉大沢生活改善センターの項、本吉高漁村センターの項、本吉大谷漁村センターの項、本吉前浜マリンスターの項、本吉三島コミュニティセンターの項、本吉日門コミュニティセンターの項、本吉小泉新町会館の項、本吉小泉仲町振興会館の項、本吉小泉下町振

興会館の項、本吉幣掛ふれあい会館の項、本吉在区コミュニティセンターの項及び本吉中郷会館の項を削り、本吉上郷地区コミュニティセンターの項の次に次のように加える。

気仙沼公園住宅集会所 同 市笹が陣四番五号

小泉中学校住宅集会所 同 市本吉町平貝一三番地

旧唐桑小学校住宅集会所 同 市唐桑町宿浦四〇〇番地二

鹿折中学校住宅集会所 同 市大峠山一番地二六三

水梨コミュニティ住宅集会所 同 市赤岩迎前田一二七番地

面瀬中学校住宅集会所 同 市岩月寺沢四四番地

反松公園住宅集会所 同 市上田中二丁目九番地

松岩中学校住宅集会所 同 市松崎柳沢一八六番地

五右衛門ヶ原運動場住宅集会所 同 市下八瀬四三五番地三

小原木中学校住宅集会所 同 市唐桑町館六八番地

長磯前林住宅集会所 同 市長磯前林四五番地二四

天ヶ沢住宅集会所 同 市本吉町天ヶ沢一〇三番地一

条南中学校住宅集会所 同 市田中前四丁目八番地

市宮野球場住宅集会所 同 市下八瀬四五三番地三

北釜集会所の項及び日和山団地集会所の項を削り、名取駅コミュニティプラザの項の次に次のように加える。

箱塚桜仮設住宅団地集会所 同 市箱塚一丁目二番一三号

箱塚屋敷仮設住宅団地集会所 同 市手倉田字箱塚屋敷三番地の二

美田園第一仮設住宅団地集会所 同 市下増田字前田三三七番地の二 四九

街区一画地 同 市下増田字飯塚二八五番地 五五街区

美田園第二仮設住宅団地集会所 同 市下増田字飯塚二八五番地 五五街区

三画地 同 市下増田字飯塚二八五番地 五五街区

愛島東部仮設住宅団地集会所 同 市愛島笠島字西小泉六八番地 三八街

区一画地 同 市植松字人生二七四番地の二

植松人生仮設住宅団地集会所 同 市植松字人生二七四番地の二

八ナトピア岩沼の項の次に次のように加える。

岩沼みなみプラザ 同 市桑原四丁目六番七〇号

栗原市築館勤労者体育センターの項を削り、栗原文化会館の項中、同 市築館高田二丁目一番一〇号を、栗原市築館高田二丁目一番一〇号に改め、栗原市築館農村環境改善センターの項、栗原市

栗駒総合体育館の項、栗原市栗駒高齢者コミュニティセンターの項、泉沢活性化センターの項、町田活性化センターの項、栗原市瀬峰農林漁業者トレーニングセンターの項、栗原市瀬峰農村環境改善センターの項、栗原市鷲沢多目的研修センターの項、栗原市金成けやき会館の項及び東松島市民体育館の項を削り、東松島市赤井地区体育館の項中、同 市赤井字川前四番一〇〇番地七を「東松島市赤井字川前四番一〇〇番地七」に改め、東松島市浜須賀地区学習等供用施設の項、東松島市大曲浜地区学習等供用施設の項、東松島市大曲浜西地区集会所の項、東松島市大曲地区体育館の項、東松島市南区西集会所の項、東松島市川前集会所の項、東松島市野蒜市民センターの項、東松島市浜市地区学習等供用施設の項、東松島市亀岡地区学習等供用施設の項、東松島市東名地区学習等供用施設の項、東松島市奥松島体育館の項、東松島市西福田地区体育館の項及び東松島市新町コミュニティセンターの項を削り、川崎町裏丁コミュニティセンターの項の次に次のように加える。

川崎町川内北川コミュニティセンター 同 郡同 町大字川内字北川原山二二四番地六

丸森町福祉センターの項を次のように改める。  
丸森町観光交流センター 伊具郡丸森町字下滝二二番地

丸森町町民センターの項を削り、丸森町大張老人憩の家の項中、同 郡同 町大張大蔵字川前五番地の三を、同 郡同 町大張大蔵字川前五番地三に、丸森町町民体育館の項中、丸森町町民体育館を「町民体育館」に改め、丸森町羽出庭農村集落多目的センターの項、川前林業研修センターの項、黒佐野山村活性化支援センターの項、丸森町農村環境改善センターの項及び竹ノ内林業研修センターの項を削り、伊手コミュニティセンターの項中、同 郡同 町大内字下梅ヶ作二七番地を、同 郡同 町大内字下梅ヶ作二七番地三に改め、山田林業研修センターの項、丸森町大張生活改善センターの項、丸森町地場産業センターの項、丸森町耕野共愛生活改善センターの項及び丸森町耕野金山生活改善センターの項を削り、耕野ふるさと交流センターの項の次に次のように加える。

丸森町まちづくりセンター 同 郡同 町字鳥屋二二〇番地  
 欠入コミュニティセンター 同 郡同 町字欠入上二〇番地二  
 金山まちづくりセンター 同 郡同 町金山字下前川原一七番地  
 筆甫まちづくりセンター 同 郡同 町筆甫字和田八〇番地一  
 大内まちづくりセンター 同 郡同 町大内字横手八二番地一  
 小斎まちづくりセンター 同 郡同 町小斎字山崎六三番地一  
 館矢間まちづくりセンター 同 郡同 町館矢間館山字大門一四八番地

大張まちづくりセンター 同 郡同 町大張大蔵字川前三九番地一  
 耕野まちづくりセンター 同 郡同 町耕野字小屋館七番地四

巨理町東集会所の項、巨理町中集会所の項、巨理町吉田体育館の項、巨理町勤労青少年ホームの項、巨理町農村環境改善センターの項及び巨理町荒浜体育館の項を削り、巨理町働く婦人の家の項の次に次のように加える。

館南仮設住宅集会所 同 郡同 町字館南七五番地  
 旧館仮設住宅集会所 同 郡同 町字旧館六一番地  
 宮前仮設住宅集会所 同 郡同 町吉田字宮前一五番地  
 公共ゾーン仮設住宅集会所一 同 郡同 町字東郷九番地  
 公共ゾーン仮設住宅集会所二 同 郡同 町字東郷九番地  
 公共ゾーン仮設住宅集会所三 同 郡同 町字東郷九番地  
 中央工業団地仮設住宅集会所 同 郡同 町字江下一八一番地

利府町総合体育館の項を削り、西成田地区コミュニティセンターの項中、西成田地区コミュニティセンターを、西成田コミュニティセンターに、上郷生活共同利用センターの項中、上郷生活共同利用センターを、上郷集会所に、王城寺花川沢川沢口生活共同利用センターの項中、王城寺花川沢口生活共同利用センターを、同 郡同 町大字上新町一四七番地一に、伝八生活共同利用センターの項中「伝八生活共同利用センター」を「伝八集会所」に、小栗山集会所の項中、同 郡同 町小栗山字五輪三五番地を、同 郡同 町小栗山字新下原一〇六番地二に、二反田公会堂の項中、「二反田公会堂」を、「二反田集会所」に改め、町営前田住宅集会所の項、加美町小野田西部体育館の項、加美町鹿原地区研修センターの項、小泉集会所の項、加美町農村環境改善センターの項及び五日町柔道場の項を削る。

○宮選管告示第百十号  
 公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)第百十条の五の規定により交付した左記の証票は、平成二十三年十月三日以降無効とする。

平成二十三年十月十四日

宮城県選挙管理委員会

委員長 佐藤 健一

記

証票番号 第二号の〇二七

証 票 番 号

㊦ 第三号の〇二五

正 誤

○宮城県公報平成一九年号外第一号(平成十九年三月二十二日付け)中

ページ

八 八

上 上 段

六 二 行

から八まで  
加え、同号八を削り

正

及び  
加え

誤